

令和元年度軽米町再生可能エネルギー推進協議会会議録

- 開催日時 令和元年 12月 18日(水) 午後 1時 30分～
- 開催場所 軽米町役場 3階会議室及び現地
- 参集者 委員 19名中 15名出席 (代理出席 1名)
事務局 2名

1.開会(事務局)

皆様本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約第4条の規定に基づき、委員の皆様より基本計画の内容について協議、ご意見をいただくものです。

また、規約第13条に基づき、過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととなっておりますが、本日は委員19名中15名が出席しておりますので、この会議は成立いたしました。

会議に先立ち皆様にお諮りいたします。

当協議会の会長ですが、平成30年3月27日からの2年間の任期で軽米町農業委員会会長が行ってまいりましたが、本年4月の農業委員会総会において会長が交代となりました。

協議会規約第9条第2項に、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とするという規定がございますので、当協議会会長は残任期間を新農業委員会会長にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

異議なしとのことですので、よろしくお願ひいたします。

また、軽米西山太陽光発電所については、本年3月の本協議会において事業譲渡について委員の皆様からご承認いただきしており、新しい事業者に譲渡されました。新たな軽米西山太陽光発電所の主体事業者を当協議会の構成員として加入していただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は急きょ所用で欠席となり、代理出席となっております。後ほど事業の進捗状況等と併せてご挨拶を頂戴したいと思います。

それでは、次にあいさつをいただきます。最初に会長よりお願ひ致します。

2.挨拶(会長)

大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

4月より農業委員会の会長を務めております。ただいまご承認いただきましたので、前任者の残任期間を務めさせていただきたいと思っております。

昨年度は10月に軽米西山太陽光発電所、軽米尊坊太陽光発電所、軽米西・東ソーラーの現地視察調査を行い、3月には持ち回り会議で、軽米西山発電所の事業譲渡について協議いただいたと伺っております。

本年は軽米西ソーラーが7月・軽米東ソーラーが12月に計画どおり売電を開始したところであります。

着実に事業が進められておりますが、事業者の皆さんには安全な施設を、適切な管理で、町民が不安に思うようなことなく運営に努めていただきたいと思います。

また、山内地区のミレットパークに事業者様より展望施設を建設いただき、町に寄付いただいたところであります。今後も各発電事業者におかれましては、町の活性化にご協力いただきますようお願いいたします。

本日は現地視察も予定しております。本日の会議資料は、事前に事務局から配布しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、軽米町長よりお願いいたします。

(町長)

再生可能エネルギー推進協議会を開催いたしましたところ、年末のお忙しい中ご出席賜り感謝申し上げます。

また、農林水産省東北農政局からもアドバイザーとしてご出席いただいております。再エネ関係の全国的な動向を踏まえながらご指導ご助言いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、町の再エネ事業であります。平成28年に軽米西山太陽光発電所、十文字チキンカンパニー鶏糞バイオマス発電所が稼働しております。本年7月には軽米西ソーラー、12月には軽米東ソーラーが売電を開始しており、さらに昨日は軽米高家太陽光発電所の起工式が執り行われました。

今後は風力発電も計画されており、令和3年10月には尊坊ソーラーの稼働が予定されるなど順調に推移している所であります。

再エネ事業は、町民の期待と関心の高い事業であります。事業者の皆様には防災対策、安全安心な設備を作っていただくとともに、地域に貢献できる取り組みを推進していただくようお願い申し上げます。

町といたしましては、再エネ事業推進につきましては、皆様のご意見をいただきながら、将来にわたって安全で、誇れるような事業として進めてまいりたいと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、東北農政局からアドバイザーとしてご出席いただいております。ごあいさ

つをいただきたいと思ひます。

(東北農政局)

軽米町さんには、再生可能エネルギーの先進的な取り組みをされており、各種情報提供等頂戴しておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

各地の協議会に出席させていただいておりますが、現地視察を行う取り組みは中々ございません。地域の皆様に再生可能エネルギーの事業について理解していただくことは重要な取り組みであり、今後ともこのような取り組みを進めていただきたいと思ひます。

本日はよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは議事に入ります。

協議会規約第 12 条により会議の議長は会長となっておりますので、よろしくお願ひします。

3.協議

(会長)

それでは、協議事項第 1 号軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更について事務局から説明願ひします。

(事務局)

協議事項第 1 号を説明させていただきます。

軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部改正ですが、資料 NO.1 をご覧いただきたいと思ひます。

新旧対照表の 1 枚目をご覧願ひします。

再生可能エネルギー発電を促進する区域として A から F と 5 か所計画しておりますが、今回の一部変更については、C 地区の軽米東ソーラー、F 地区の軽米高家太陽光発電所の 2 か所の変更となります。

最初に C 地区の軽米東ソーラーですが、12 月に売電開始しておりますが、最終の現場精査により、区域面積、開発行為面積等に若干の変更があり、町に対し設備整備計画の変更申請があり、県から林地開発の同意を得たうえで認定を行いましたので、それに伴い本計画書も変更するものです。次に F 地区の軽米高家地区ですが、県より林地開発の同意を得て工事着手に向け準備中ですが、区域面積について当初 67ha で計画しておりましたが、県との林地開発の協議を進める中で開発区域への進入路の精査等により、区域面積が 74.5ha になったほか、それに伴い以下開発行為面積などが変更となったものです。

それらの変更に伴いまして、計の欄も変更となっております。

次に新旧対照表の 2 枚目をご覧願ひします。

活性化計画の 17 ページ各地域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及

び規模等になります。

まず C 地区の軽米東ソーラーですが、当初発電規模を 70MW としておりましたが、発電容量を増やし 80.8MW に変更するものです。

この二つの変更に係る関係資料としたしまして、資料 NO.2 軽米東ソーラーの設備整備計画の変更に係る認定通知書、申請書、資料 NO.3 軽米高家の設備整備計画に係る認定通知書、申請書を皆様に配布させていただいております。

次に、D 地区の軽米西山太陽光発電所ですが、平成 28 年 8 月から売電開始しておりますが、新たな事業者による事業継承を行うこととなり、本年 3 月の協議会において皆様から承認を頂いておりますが、本年 8 月に最終の継承者に譲渡されましたので、4 月から 7 月まで一時的に継承していた合同会社の記載を削除するものです。

次に新旧対照表の 3 枚目になります。

今まで農山村活性化計画における対象となる再生可能エネルギー発電の種類は、太陽光発電とバイオマス発電の 2 種類となっております。

今後風力発電についても、計画が見込まれることから風力発電についても計画に位置付けるものです。

対象とする発電設備に③として出力 1,000KW（1メガ）以上の風力発電を追加し、資料中下段にウとして風力発電の導入をはかる旨の記載を追加、エその他可能性のある発電設備の記載から風力発電の記載を削除、資料 4 枚目の一番下に③として風力発電に係る配慮事項を追加するものです。

資料 NO.4 をご覧願います。

二戸市との境にある折爪岳北地区で計画が予定されています。風車 2～3 基で発電規模は 7.5MW 程度とのことで、環境アセスメントを進めながら、詳細な設計を進めている所であり、事業面積、開発面積などは確定しておりません。

計画の概要が分かり次第、整備を促進する区域として農山村活性化計画に明記してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

(会長)

説明が終わりました。

今回の変更について事業者の委員の方からも補足説明をお願いしたいと思います。

最初に軽米東ソーラーの面積の変更と発電規模の変更等について、次に、西山太陽光発電所を別の事業者に譲渡したとのことですが、現在軽米高家も進めているわけですが、前回持ち回り会議で承認を得ているわけですが、譲渡の経緯、軽米高家の変更についてご説明お願いします。

次に、軽米西山太陽光発電所については、新たな事業者に継承したということですので、

自己紹介も兼ねながら御社の概要等についてご説明をお願いします。

(委員)

1点目は面積の変更になります。こちらは、詳細の現地測量による最終精査により若干面積に変更があったものです。2点目として、調整池の容量を変更いたしました。流出係数という数値を基に調整池を設計しております、その流出係数を変更し調整池の容量を増やしました。なぜ変更したかという点、当初開発エリアは緑地ということで調整池の容量を計算し、切株を残したままでパネル設置工事を行うこととしておりましたが、施工上の安全性確保が難しいということで、切り株を除去した場合でも調整池の容量を十分確保できるように設計を変更したことになります。

3点目の発電容量 70MW から 80.8MW の変更ですが、パネルの性能向上に伴い、同じ開発面積でも容量を増やすことができたため変更したことになります。

(委員)

軽米高家については、本年 8 月に町から設備整備計画の認定を受け、開発準備を進めてきており、昨日起工式を行いまして、今後本格的に工事を進めてまいります。

面積の増については、配布資料をご覧ください。東ブロックへの進入路について関係機関と色々と協議を進めてきた結果、開発面積に追加することで面積が確定したものです。

開発エリアは、東ブロック、西ブロックの 2 ブロックからなり、場所は青森県に隣接するところに位置しております。

パネルの配置、調整池の位置なども資料をご覧くださいかと思っております。この図面に基づいて工事を進めていく予定としております。

工事の工程ですが、12 月から順次伐採、防災施設工事、水路改修工事を進め、その後造成工事等を進め、令和 4 年の 12 月末の売電開始を目指しております。

次に軽米西山については、軽米町で最初に稼働した 2 MW のものですが、社内の経営方針等もあって、最終的に事業譲渡するという判断となり、3 月の協議会において皆様からご承認を頂いたものです。

(委員)

よろしく願いいたします。

本年 8 月から事業譲渡を受け、発電所を運営することとなりました。

当社は 2012 年に設立し、社員数は本年 12 月 1 日時点で 184 名、東京都港区に本社を置き、再生可能エネルギー発電所建設に係る企画、開発、設計、調達、建設、ファイナンス、発電所の保守管理を行う再生可能エネルギー事業者になります。全国 101 か所で太陽光発電所開発実績があり、近隣ですと三沢市、一関市でのメガソーラーの開発、運営に携わっております。

軽米西山太陽光発電所は、東京証券取引所に上場している投資法人が保有しております。

投資法人は、全国に 46 か所の太陽光発電所を保有し稼働させている実績がございます。
将来的に軽米西山太陽光発電所の事業者が変わるのではないかとのご懸念もあるかと思いますが、投資法人は、多くの投資家に支えられて安定的に運営していくものと考えております。

日常的な管理については、洋野町に管理事務所が設置されており、災害発生時にもすぐ駆けつけることが可能となっており、日常点検についても月何回も行っております。災害発生時には臨機応変な対応を行い、安全安心な発電所運営に努めてまいります。

今後の事業運営につきましては、認定条件を守り、開発協定書などの各種協定書を遵守し、地元貢献を果たし、軽米町の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

発電量等の実績につきましては、お配りの資料のとおりとなります。

管理状況ですが、監視カメラ 3 台を設置し、東京本社、洋野町の事務所で同時監視しております。

台風 19 号の発生時については、洋野事務所の職員が巡回監視し異常がないか確認しております。

通常管理の周辺の草刈り等については年数回程度行っております。

(会長)

ありがとうございました。何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

特に無いようですのでご承認いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

承認いただきました。次に報告事項に入らせていただきます。

(会長)

計画区域における事業進捗状況等については各事業者からご報告をお願いいたします。

(委員)

お配りした資料をご覧くださいながらのご説明とさせていただきます。

ご案内のとおり軽米西ソーラー本年 7 月 1 日、軽米東ソーラーは 12 月 1 日に運転開始しております。

区域面積ですが、残地森林を含めると 459ha で東京ドーム 98 個分という広さとなっております。

西・東ソーラーの特徴ですが、自然地形を活かしたパネル配置となっており傾斜地でも地成りにパネルを配置しております。また、パネル枚数ですが約 51 万枚となっております。

次に調整池はダムのような形状をしております。全 29 か所設置しており、台風 19 号でも問題なく機能していることが確認できました。

また、この度ミレットパークに展望施設を整備させていただきました。軽米西・東ソーラ

一を一望できる施設となっており、館内にはパネル展示や、モニターを設置しており施設の紹介動画なども観ることができるようになっております。

次に軽米尊坊ですが、この後の現地視察でご覧いただきたいと思いますが、造成工事がおおむね完了しており、調整池も完成しております。パネル工事に順次着手しております。

今後の工事工程ですが、11月現在で進捗率25%となっており、造成工事、排水施設はおおむね終盤というところに来ておりますので、今後電気工事の方を進めていくということになります。

(委員)

軽米高家についてご説明いたします。

先ほど配布した資料でご説明いたしましたが、伐採工事に向けた準備を行っており、今後本格的に進めてまいりたいと考えております。

(委員)

よろしく願いいたします。

当社のバイオマス発電所は、平成28年11月から鶏糞を燃やして発電をしており、売電開始から3年が経過しました。

稼働状況は、稼働開始からで約8割となっております。残り2割はメンテナンスなどで停止するといった状況です。

昨年、本年は8割5分の稼働率を達成しており、年間3,600万kwhで約1万世帯分の電気を生み出しております。

当施設は、来客者が多く今年は11月末で49団体703名の方にご来場いただきました。

今後も引き続き再エネのまち軽米のイメージの浸透に貢献できればと考えております。

(会長)

進捗状況についての報告が終わりました。皆さんから何かありますでしょうか。

(委員)

各地区の事業者の皆様にはお願いです。テレビなどで未曾有の大雨で河川が氾濫し住宅への浸水などが発生したといった報道がありました。開発地は山であって木があり保水機能があるわけですが、パネルを設置するために伐採するわけで、防災上の調整池などは設置するわけですが、調整池はあってもしっかり管理しなければならないと思います。

そこで、防災マニュアルを整備し、災害が発生しないよう適切に対応できるようお願いいたします。

温暖化によって異常気象が起きている。それを足止めするのが再生可能エネルギーであるが、太陽光発電所の整備によって水害等が発生してはならない。住民の安全を守るようよろしくお願いいたします。

(町長)

防災上の調整池は設置したわけですが、いずれ土砂で埋まってくるわけです。そのままにしておけば調整池の機能が低下しますので、定期的に浚渫していただくなどの対策はしっかり行っていただきたい。災害が起きてからでは遅いので、その点は怠りなくお願いしたい。

(会長)

その他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(なしとの声あり)

では、東北農政局様からも何かありましたらお願いします。

(東北農政局)

特にありません。

(会長)

報告事項として、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

2点ご報告いたします。

まずは、横浜市と再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定を締結しましたのでご報告いたします。

資料 NO.6 をご覧願います。

本年2月3日に締結しました。脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの創出、導入、利用拡大などについて協力して進めていこうという趣旨であります。

この協定は、軽米町のほかに久慈管内、二戸管内の市町村と葛巻町を加えた9市町村と青森県横浜町、福島県郡山市、会津若松市を加え12市町村で横浜市と同じような協定を結んでおります。

今年度は、横浜市において北岩手フェアを開催し、物産販売により北岩手のPRを行ったところです。

再生可能エネルギーに係る連携ということだと、鶏糞バイオマス発電は、既に首都圏の生協に供給しておりますし、他のメガソーラーは東北電力に全量売電しており、直接横浜市に再生可能エネルギーを供給しておりませんので、今後色々と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、本協議会の委員の皆様任期についてですが、平成30年3月27日から2年となっており、令和2年3月27日までとなっております。

今年度は協議会を開く予定は今のところございませんので、現委員の皆様での会議は最後となります。

来年度の開催時期に合わせて、構成メンバーの各団体等に委員の推薦依頼を行い、また一般公募も行いながら進めてまいりたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(町長)

ただいま事務局から説明のあった横浜市との連携協定についてですが、2050年までに横浜市で使う電気を全て再生可能エネルギーで賄いたいと、横浜市長が考えており、我々県北9市町村も同一步調で再生可能エネルギーを通じた連携協定を結びました。

世界中で温暖化の影響が発生しておりますが、温暖化防止を進めるため、今世界では、再生可能エネルギーを使って製造した製品を購入する動きが加速してきているということで、横浜市では再生可能エネルギー100%を目標とすることで、様々な企業が進出してきてくれるのではないかとといった期待も含めてこのような考えを打ち出しております。

我々県北9市町村も同調し、連携協定を結び、エネルギーだけではなく、人や物の交流も進めて、軽米町をPRしていこうと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

その他何かございませんでしょうか。

(なしとの声あり)

その他ご意見等がないようですので、次のその他ですが、皆さんから何かありますでしょうか。

(なしとの声あり)

なければ、次は現地調査を行います。1階玄関前に15分後にお集まり願います。

現地では、お手数でも発電事業者の委員を中心に説明等をお願いいたします。

○現地視察 軽米尊坊太陽光発電所

(工事事業者) 工事概要、工事進捗状況等について配布資料により説明

(委員)

今年の台風19号では被害はなかったのか。

(工事事業者)

事業区域内で被害等はありません。台風の発生前に調整池4か所は完成しており、正常に機能しております。

(委員)

現在工事中だが、濁水が流れ出るようなことはないのか。

(工事事業者)

沈砂池や調整池を先行して整備し開発エリアから濁水が出ないように対策を講じています。また、伐採したエリアは草地化し土砂が流出しないような対策を講じます。

(委員)

昨年視察した別の調整池とはタイプが違うように見えるが。

(工事事業者)

ここの調整池は、堀込式となります。地形などを考慮して決定しております。

調整池としての機能は同じになります。

(事務局)

ありがとうございました。以上で本日の協議会は終了させていただきます。ありがとうございました。